

文部科学省質問事項

1．特別支援教育における、通常の学級は多様な障害児
1．特別支援教育における、通常の学級は多様な障害児が在籍するため、指導する教員には、障害を理解した多様な対応が求められています。更なる専門性の確保が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

小中学校教員 小中学校教員の特別支援教育に関する資質能力の向上は、重要な課題です。

昨年12月の中央教育審議会答申においても、小中学校等の教員について、研修の充実や特別支援学校教諭免許状の取得の促進等が重要であると提言されています。

文部科学省においては、すべての都道府県への委嘱事業を通して、特別支援教育の中核的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成研修を推進しています。また、国立特殊教育総合研究所において、小中学校における対応を含め、各都道府県における指導者を養成するための研修を実施しているところです。

今後とも、小中学校の教員養成カリキュラムにおける特別支援教育に関する内容の充実や現職研修の充実を図り、全ての教員の特別支援教育に関する資質向上に努めてまいります。

2．現在の特殊学級は障害種別により区分されており、児童生徒は障害の種別ごとに教育を受けています。特別支援教室になった場合、現在の特殊学級の児童生徒はどのような対応になるのでしょうか。

(A)

「特別支援教室」構想は、現行の特殊学級等を廃止し、障害のある児童生徒がすべて通常の学級に在籍した上で、一人一人の障害に応じて必要な時間のみ特別な指導を特別の場で行うものと考えられています。

昨年12月の中央教育審議会の答申において、「特別支援教室」への移行に向け、様々な課題について検討を進めるとともに、その実現に向けた第一段階として、まず、小中学校における総合的な体制整備を着実に進めつつ、通級による指導の拡充及び弾力化

などの現行制度の見直しを行うことと提言されたところです。今回の法改正においては「特別支援教室」への移行は含まれていません。現在の特殊学級の児童生徒は、名称が「特別支援学級」になりますが、これまで同様固定式の学級に在籍することになります。

特別支援教室について、先の中央教育審議会答申では、「特殊学級」がなくなることに伴い必要な教員配置をどのように行うか、固定式学級の機能の維持を求める声があることにどのように対応するか、特別支援教室の担当教員の専門性をどのように確保するか、といったことが課題として指摘されています。したがって、移行が検討される際には、現在の特殊学級の児童生徒の対応についても十分検討されることになります。

3．個別の教育支援計画は、一人ひとりの子どもに必要であり、その望ましい活用が期待されます。具体的にどのように活用されているのでしょうか。

(A)

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うために、本人・保護者の意向を踏まえ、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の密接な連携のもとに策定されるものです。盲・聾・養護学校においては、策定を進めてきており、保護者の方々にも計画づくりへの参加をお願いしているところです。

具体的な活用状況として、次のような事例があります。

保護者及び支援に関わる関係者の情報交換により、本人や保護者のニーズがより明確に捉えられるようになり、学校での教育内容の的が絞れるようになった。

生徒の進路希望を実現するために、関係機関が協力して企業や福祉施設等での実習の機会を提供したことにより、本人が納得できる進路に進むことができた。

就学前の施設から学校へ、学校から卒業後の進路先へ情報が詳しく伝えられるようになり、支援がスムーズに継続され本人や保護者の安心につながった。

以上、具体的な活用状況の例を挙げましたが、個別の教育支援計画の取組は始まったばかりであり、関係機関等の連携についてもまだ十分とは言えない状況であります。保護者の方には一緒に作っていく立場で積極的な参加をお願いするしだいです。

4．学校卒業時まで担任の先生と心を込めて、子どもの将来・自立に向けて作り上げた個別移行支援計画を、次に渡す社会の受け皿は大変厳しい状況にあります。文書だけで

なく連携を取れるような制度の構築が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

個別移行支援計画は、卒業後への移行の時期に作られる個別の教育支援計画です。この計画は、先にも述べましたように本人・保護者と支援の関係者が一緒に作っていくもので、作成後実際に取り組んでみて、評価をして改善していくという仕組みで行っていくものです。できれば関係者が集まって会議を開き検討していくことが期待されており、一人一人の児童生徒について支援のネットワークを築いていくことが求められています。個別の教育支援計画に関わる取組を通して、こうした連携体制の構築に向けて取り組んでいるところです。

5．重度障害児を養護学校卒業後に受け入れる社会環境は極めて不十分です。中学部生徒以上の保護者に、卒業後の進路指導や社会実情の研修を学校をあげてより一層努力して頂き、親子二人三脚の努力の大切さを啓発して頂きたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

御指摘の通り、早い時期から卒業後の社会生活に向けた意識づくりや進路指導が必要であり、障害の重い生徒の場合も変わらないと考えています。高等部においては、一般企業での実習や福祉施設の体験など、生徒の実態や進路希望に応じた進路指導を行っている学校が多いと捉えております。また、早期からの取組の重要性を踏まえ中学部からそうした実習に取り組む学校もあります。こうした実際の体験を通じた進路指導が、本人の進路に対する意識を高め保護者の啓発にもつながると考えています。したがって、先に述べたような先進的な実践例を教員の研究大会や校長会等で周知し普及していくよう努めてまいります。

6．障害者の自立を目指し、養護学校において障害者自立支援法における就労移行支援等に連動する基礎的な訓練に取り組む事が必要です。厚生労働省と連携した新制度の早急な創設を望みますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

就労移行支援に向けた取組については、厚生労働省と連携した取組を強めています。昨年12月と本年4月に両省合同で、教育、労働、福祉のそれぞれの施策をよく理解し

連携した取組を進めることを目的に、各県の教育、労働関係部局や学校関係者を対象に雇用・就労促進のための会議を開催しました。御指摘のように、今後は福祉施設においても就労移行支援等の充実が期待されており、在学中の職業教育との一貫した指導をこれまで以上に進めていくことが求められています。

7. 学校卒業後の一般企業への就労は大変難しいうえ、障害者自立支援法の利用者負担を自分で賄うだけの給料がもらえる仕事が必要となってきます。特に障害者基礎年金をもらうほどでもないが、一般企業での就労が厳しい人は、生きていくうえで本当に切実なものがあります。就労に向けたバックアップが重要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

これまで述べてきたように学校と労働・福祉機関の連携した取組により就労支援を強化することが必要です。また、学校が行う職業教育の内容も見直しが必要です。社会の変化に対応してコンピュータ等を活用した職業教育を進めたり、在宅就労などの多様な就業形態への対応を図るなど、今日的な状況を踏まえた指導が重要であると考えています。

8. 医療的ケアの必要な子どもたちの通学に、未だ親の付き添いが必要な現状があります。また、校外学習等は、親の介助が不可欠となっています。ケアの必要な子どもたちの支援を、県や市の主体性に任せるだけでなく、国が指導的立場で、全国洩れなく必要数の看護師を各校に配置する等の行政措置が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

看護師の配置については、医療的ケアを必要とする児童生徒の数、学校と医療機関の位置関係等が地域によって異なることから一律に配置することは難しく、学校を設置する自治体の判断によるものと考えています。各都道府県市においては、昨今の厳しい財政状況にもかかわらず看護師の増員に向けた努力をしていただいております。相当数の増員をしたところもあると聞いています。文部科学省としては、盲・聾・養護学校における看護師の適正な配置など体制整備の状況を継続的に点検し、それらの方策の維持・向上を探っていくため取組状況を調査するとともに課題の整理等を行ってまいります。

9 . 現在、インターネットの整備が進み、自宅で情報の取得やコミュニケーションが手軽に取れるようになってきました。障害ある者にとってパソコンの使用は、生活を豊かにするためのツールであることは歴然としています。学校の授業にも是非取り入れて頂きたいのですが、それにはハードの問題よりも、教える教師不足が一番のネックになっています。各学校に情報技術を持った専任教師の配置が必要と思いますが、いかがお考えでしょうか。

(A)

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた指導を進めるためには、個々の教師が専門性を高めることはもとより、学校内外の人材の活用と関係機関との連携協力が求められています。そのため医療的ケアを必要とする幼児児童生徒のために看護師の配置をしたり、身体の動きに関する専門的な指導のため P T や O T との連携を強めるなどの取組が増加しているところです。

インターネットやパソコンなどの情報技術は、学習に活用されたりコミュニケーションの支援のために活用できるだけでなく、就労ためにも大変重要であると認識しています。そこで、各学校では、情報技術に専門性のある教員を養成したり、各種の機器やソフトを取りそろえるなどして対応するとともに、専門的な機関との連携を強めるなどしています。また、専門性のある教員を専任とし、全校の指導に当たらせるなどの体制をとっている学校もあります。

また、国立特殊教育総合研究所では平成十六年度より情報手段活用による教育的支援指導者講習会を実施し、情報教育等を担当する教職員で各都道府県の指導的立場にある方を対象に、パソコンを含む情報機器等の活用についての専門的知識や技能を高め、その指導力の向上に努めているところです。